

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
社会福祉施設経営相談室
TEL 076(432)6219
FAX 076(432)6532

令和3年6月20日 No.151

事務所の衛生基準規則について！

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)の規定に基づき、「事務所衛生基準規則」で気積、換気、温度等について定められています。

第2条 気積	事業者は、労働者を常時就業させる室の気積を設備の占める容積及び床面から4mを超える高さにある空間を除き、労働者1人について10立法メートル以上とする。
第3条 換気	事業者は、室においては窓その他の開口部の直接外気に向かって開放する部分の面積が、常時床面積の20分の1以上(換気が十分に行われる性能の設備を設けた場合は除く)。
第4条 温度	1. 暖房…事業者は室の気温が10℃以下の場合、 <u>暖房する等適当な温度調節の措置</u> を講じなければならない。 2. 冷房…事業者は室を冷房する場合は、 <u>当該室の気温を外気温より著しく低くしてはならない</u> 。但し電子計算機等を設置する室で、その作業者に保温の為の衣類等を着用させた場合には可能。
第5条 空気調和設備	1. 事業者は、空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備)。又は機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備)を設けている場合は、適合するように当該設備を調整しなければならない。 ① 浮遊粉塵量(1気圧、温度25度とした場合の当該空気1㎡中に含まれる浮遊粉じんの重量)が0.15mg以下。 ② 当該空気中に占める一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率が、それぞれ100万分の10以下であること。(以下、略) 2. 事業者は室に流入する空気が、特定の労働者に直接継続して及ばないようにし、かつ室の気流を0.5m毎秒以下。 3. 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、 <u>室の気温が17℃以上28℃以下及び、相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならない</u> 。

《 詳細については、お近くの監督署でご確認ください 》

法人・施設経営の様々な問題にお答えします

社会福祉施設経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士、公認会計士・税理士、社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

相談内容は**秘密を厳守**しており、相談は**無料**です。

富山県社会福祉協議会ホームページにある指定の相談票にご記入のうえ、FAXにてご相談ください。電話による相談も対応いたします。また、内容により専門経営指導員と連絡をとり対応いたします。

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 9時～17時

TEL 076-432-6219 FAX 076-432-6532

富山県社会福祉協議会ホームページ⇒『福祉サービスの向上』⇒『福祉施設の相談』⇒『相談票』

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

Q

減価償却(1)

固定資産の減価償却について、その対象、単位、方法について説明して下さい。

それぞれについては、以下の通りです。

(1) 減価償却の対象

次のものが対象になります。

耐用年数が1年以上 かつ

使用又は時の経過により価値が減ずる有形・無形固定資産

(注) ただし、上記のうち取得価額が少額の場合は減価償却の対象から除くこととされています。具体的には減価償却は耐用年数が1年以上、かつ原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の固定資産を対象とします(この基準は法人の経理規程で明示することが望ましいと思われます)。

なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとされています。

(2) 減価償却の単位

減価償却計算の単位は、原則として各資産ごとです。

(3) 減価償却方法

減価償却方法については、次のとおりです。

有形固定資産 — 「定額法」又は「定率法」

無形固定資産 — 「定額法」

なお、償却方法は「拠点区分ごと」「資産の種類ごと」に選択適用することができます。

しかし一般的には、すべての固定資産を「定額法」で減価償却している法人が圧倒的に多いのが実情です。法人税法上の収益事業で早期に減価償却費を計上したいという様な特殊なケース以外は「定額法」で問題ないものと考えられます。

Q

事務所の衛生基準について

事業所の、照度、採光等についての、衛生基準はどのようになっていますか？

A

「事業所衛生基準規則」の第10条(照度等、採光及び照明)、第11条(騒音及び振動の防止)定められています。

1. 室の作業面の照度については、

作業の区分	基準
緻密な作業	300ルクス 以上
普通の作業	150ルクス 以上
粗な作業	70ルクス 以上

2. 室の採光及び照明については、

- ① 明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること。
- ② 室の照明設備を、6月以内毎に1回、定期的に点検しなければならない。

3. 騒音及び振動の防止については、有害な影響を恐れがある騒音又は振動について、隔壁をもける等の措置が必要となります。

指導監査におけるポイント⑥ ～新理事による理事会の開催(招集通知の省略)～

【よくある指摘事項】

定時評議員会で新理事を選任した直後(同日)に開催した理事会(理事長を選任するための理事会)において、開催前の1週間前に招集通知を発送しており、招集通知省略の手続を行っていない。

【望ましい対応】

- 正式な理事選任前の招集通知は無効です。定時評議員会終了後速やかに招集通知を省略して理事会を開催することの同意書を理事、監事全員から取る。さらに、理事会の冒頭で、招集通知を省略して開催することの同意を理事、監事の全員から得たことを議事録に記載すればなおよいです。
- 当日に理事会を欠席する理事又は監事がある場合は、その場で全員の同意書が徴収できないが、理事会開催前にFAX等何らかの方法で同意を確認してください。